

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(H15.4.1)の制定及び「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」(H23~27)の策定等をとおして、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえるとともに、「栃木県人権教育基本方針」(H13.11.6決定)に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」(H23~27)において、視点の一つ「人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進」のもと、三つの施策である「人権教育推進体制の確立」、「人権教育指導者の資質・能力の向上」、「人権教育の充実と人権啓発の推進」に努め、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育をすべての学校すべての地域において積極的に推進しています。

生涯学習課では、平成9年度から同和教育に参加体験型学習(ワークショップ)を取り入れた『社会同和教育指導資料』を作成しています。そして、人権教育に発展的に再構築された平成14年度からは、『人権に関する社会教育指導資料』として、参加体験型学習を中心に、指導の実践に向けた資料を作成してきました。

今年度は、主に家庭教育支援を担当する方々が、人権に視点をあてた事業を行う際、企画・立案の参考となる「家庭教育でのアクティビティ編」と、実践する際に参考となる「アイスブレイキング・資料編」を中心に、全3章構成で作成しました。特に第Ⅱ章においては、指導者が実際に人権に関する家庭教育学級・講座等を行う際の手引となるようなアクティビティを取りあげました。

本資料が、社会教育の場面をはじめ、様々な学習の場で活用され、各市町において人権教育を推進する上で参考となることを期待しております。

平成25年3月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 村山二郎

目次

はじめに

目次

第Ⅰ章

人権教育の取組について

栃木県教育委員会における人権教育の取組	… 2
栃木県教育委員会における人権教育の内容	… 4
これだけは知っておきたい人権に関わるキーポイント	… 6

第Ⅱ章

家庭教育支援事業でのアクティビティ編

1 「大切なわたし」	… 8
2 「よりよいコミュニケーションを考えよう」	… 10
3 「1メッセージで気持ちを伝えよう」	… 12
4 「あなたなら、どうする？」	… 14
ワークシート	… 16

第Ⅲ章

アイスブレイキング・資料編

1 アイスブレイキング編	… 24
2 活動を深めるための資料編	… 35
ワークシート	… 38

参考資料

「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」 視点6 人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進	… 42
--	------

参考文献一覧

おわりに



本書の活用に当たり

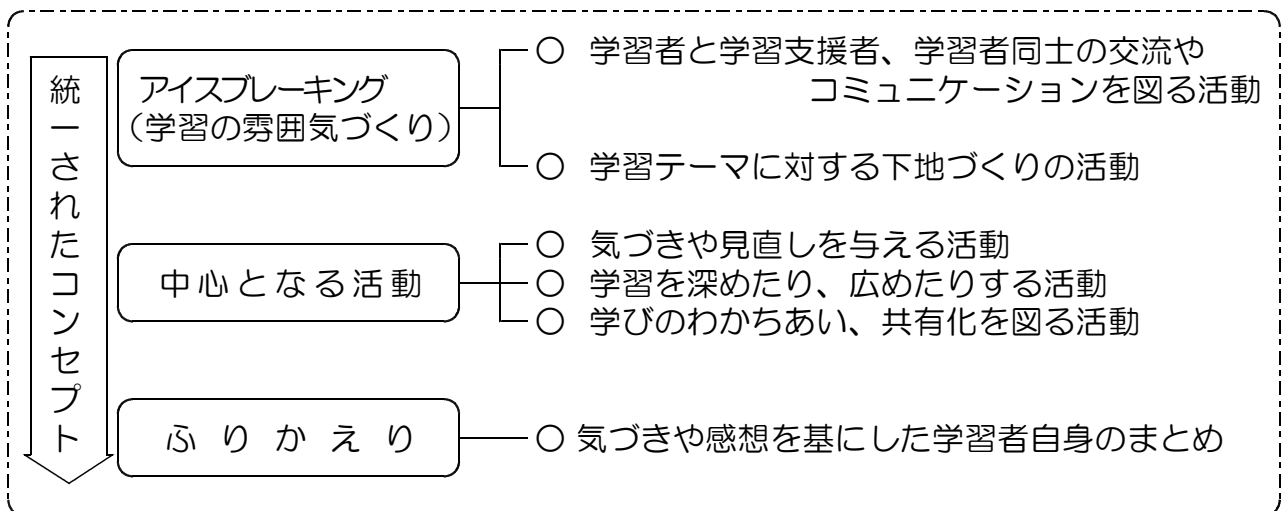
私たちは、誰もが、幸せに生きていくための権利をもっています。人種や民族、性別などにかかわらず、すべての人に共通した生まれながらにして持っている権利、それが「人権」です。

「栃木県人権施策推進基本計画」（平成18年3月）では、人権教育・啓発に当たって、今後取り組むべき「人権問題」が挙げられています。

本書は、それらの問題について学習する際の指導資料集として、二章構成で作成しました。

第Ⅰ章では、学習の場で比較的取り上げられることの多い人権問題について、それぞれの問題に関する知識や理解を深めるための説明に加え、問題の解決に向けた実践的な態度をはぐくむための一助となる、参加体験型学習（ワークショップ）のプログラム例を併せて紹介しました。

3つの構成要素からなる参加体験型学習は、学習者の人権に対する意識の変容を目指す学習です。そのプログラムは、学習者の意識の流れに沿ったものであり、共に学ぶ過程を大切にしていることが大きな特徴です。



第Ⅱ章では、様々な偏見や差別等の人権侵害に対し、これらを生み出してきた背景や人権問題の現状などを正しく理解することを目的として、5つの人権問題について、考える際のポイントや解決に向けた取組などを紹介しました。

これらの人権問題については個別に学習することももちろん大切ですが、どの問題も根本のところでは共通するものがあり、どこかで必ずつながっています。学習する過程でどんなことを感じ、どんなことに気づき、どんなことを考えたかを大切にしましょう。

そして、様々な人権問題を自分のこととしてとらえ、日常生活の中で考えたり、感じたり、行動しようとする主体的な学びを目指すときに本書をご活用ください。

第1章の使い方

各人権問題ごとに4ページで構成されています。

人権問題：豊かな人権感覚をはぐくむ

私たちは、一人一人が「かけがえのない存在」です。誰もが平和に幸せに生きていく権利があります。そのことを支えているのが日常生活の裏で活躍している人々です。一人一人が豊かな人権感覚を身に付け、自分に大切にする、他人を思いやる心を育てていくことが大切です。

- 生命の尊厳を知る
- 一人一人のかけがえのない価値を知る。人は人を変え、人に変えられて生きていく。命の大切さを知り、生きていくことの大切さを知ることが、人権を尊重する上で第一歩です。
- 自尊感情を育てる
- 自分に大切にされる人は、他の人のことも大切にできるものです。まず、自分自身を大切にしよう。ありのままの自分を、自分らしく、誇りに受け止めるように。
- 違いを認め合う
- 人はみなそれぞれに「違い」があります。その「違い」は、「個性」といいます。人が生きていく中で生きていくための大切なことです。違いがあってもいいですし、違いがあるからこそ豊かになるのです。違いを認めよう。互いの人権を尊重することにつながるのです。
- 気づく
- 知らず知らずのうちに他人を傷つけてしまっていることがあります。権限のない立場で他人がした行動より、平時の思いやりを持ってもらうことも必要です。日常生活における様々なことに対して、「気づき」の機会を常にもつことが大切です。

関連法

- 人権教育のための国連10年・・・1994年（平成6年）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・2000年（平成12年）
- 人権教育・啓発に関する基本計画・・・2002年（平成14年）
- 人権教育のための国連10年・・・2004年（平成16年）

人権問題に関する説明や社会の動きなどが分かります。学習の始めに読み、学習者と問題意識を共有しましょう。

関連する法律。詳細を確認する際に参考となります。

全体的な学習の流れと、ワークショップの3つの構成要素となる具体的な活動が示してあります。

人と人をつなげるコミュニケーション
～「聞く」から「動く」へ～

学習の流れ（80分）

- アイスブレイク 20分
- 名刺交換のゲーム（10分）
- 人権知識のクイズ（10分）
- 人権知識のグループをつくり、内容を聞いて一緒に学ぶ（10分）
- 自分とつながる活動 50分
- 仲間紹介（20分）
- よりよいコミュニケーションのために（30分）
- ふりかえり 10分
- ふりかえろう（10分）

元気の出るメッセージ

「人権」は、自分だけが頑張るところにあるものではない。私たちが気づかぬうちに誰かが人権を尊重してくれたり、人権を尊重していることがあふれまわります。私たちが一人一人、自分なりの「人権」について考え、互いのよさを認め合い、大切に生きていくことで、思いやり、明るい明日をつなげていきたいと思います！ 大切な、そして大切な私たちの未来のために。

元気の出るメッセージ。これは、学習のまとめの際にファシリテーターのコメントとして活用ください。

人権問題：多文化共生社会の推進

ポイント

- 4人グループをつくり、前を振り返り、目の前の紙にAとBのペンを塗ります。
- インタビューシートを渡して、互いに相手の特徴を聞き合います。
- 質問の項目に沿って、互いに3分ずつ相手にインタビューをしあひまわります。
- 質問を聞き合ったら、FDOSを聞き合います。自分のFDOSと相手のFDOSを比べて、共通点や違いを話し合います。全員、交代で繰り返します。

よりよいコミュニケーションのために

- よりよいコミュニケーションのポイントを紹介します。付箋を使って、3分程度話し合ってください。
- 行きたいグループの方で話し合い、質問を投げかけ、質問をします。
- 質問したものを「よりよいコミュニケーションのための3つ案」をつくれます。
- 各グループの3つ案を発表します。

中心となる活動の展開のしかたと、進行する際に押さえておきたいポイントがまとめてあります。事前に読んでから取り組むと効果的です。

人権問題：多文化共生社会の推進

ワークシート例

- このワークシートに記入したことがありますか？
- このワークシートは？（10分）
- 今更なことで話したことは？
- 今日のワークシートで一番好きなことは？
- 質問したいことは？
- 誰か話したいことは？
- 今日話しているもののわくわくは？
- 早くして10分が経過したら？

関連資料の活用

よりよいコミュニケーションのポイントをワークシートで紹介します。付箋を使って、3分程度話し合ってください。また、話し合った内容をグループごとに整理して、次のグループで発表してください。

話し合いたいポイント

- 共通点
- 違い
- 気づき

活動に使用するワークシート例。そのままコピーして使用できます。

関連する資料や役立つワンポイントアドバイスです。

第II章の使い方

各人権問題ごとに2ページで構成されています。

人権問題：犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

見えない被害 気づかない被害

犯罪被害者やその家族は、被害による身体的被害だけでなく、精神的被害も受けています。その被害に気づき、適切な支援が必要です。

二次的被害

- 被害者の生活環境の変化
- 被害者の生活環境の変化
- 被害者の生活環境の変化
- 被害者の生活環境の変化

精神的被害

- トラウマ (Trauma) の発生
- PTSD (Post Traumatic Stress Disorder) の発生
- 被害者の生活環境の変化
- 被害者の生活環境の変化

人権問題に関する概要について、図や資料を使い分かりやすく説明しています。

問題を考える上での視点を示しました。

犯罪被害者とその家族の現状

犯罪被害者やその家族は、被害による身体的被害だけでなく、精神的被害も受けています。その被害に気づき、適切な支援が必要です。

犯罪被害者とその家族の立場を理解すること

- 犯罪被害者やその家族の現状
- 犯罪被害者やその家族の現状
- 犯罪被害者やその家族の現状

地域社会などの理解と協力

犯罪被害者やその家族に対する理解や協力が、被害者やその家族の生活環境を改善するために重要です。

犯罪被害者等基本法 2004年（H16）

犯罪被害者やその家族に対する理解や協力が、被害者やその家族の生活環境を改善するために重要です。

☆（社）被害者支援センターとちぎ

平成17年7月、犯罪被害者やその家族の現状や課題、解決に向けた取組などをまとめた報告書が発表されました。

お問い合わせ 028-643-3945 月～金 10:00～18:00 相談：無料

テーマについての現状や課題、解決に向けた取組などをまとめた報告書が発表されています。

関連する法律や参考となる情報の紹介です。